

第 1 2 回南砺市都市計画審議会

日時：平成 25 年 2 月 12 日

午後 1:30～

場所：南砺市役所福光庁舎

4 階 402 会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委員紹介

4. 会長及び職務代理者の選任

5. 議 事

議案第 1 号 南砺都市計画区域の変更について

(城端都市計画区域、井波都市計画区域、福野都市計画区域、
福光都市計画区域の変更(案)について)

議案第 2 号 都市計画区域変更に伴う既存の都市計画の変更(案)

議案第 3 号 南砺都市計画区域マスタープランの変更(案))

(南砺都市計画整備、開発及び保全の方針の変更(案)について)

南砺市都市計画審議会委員名簿

(任期:平成 24年 4月 1日～平成 28年 3月 31日)

委 員	区 分	氏 名	出身地域	備 考
1 号 委員	学識経験者	川合 友之	城端	元町議会議長
	学識経験者	長谷川 邦子	城端	南砺市連合婦人会長
	学識経験者	北田 正雄	井波	南砺市農業委員会会長
	学識経験者	古瀬 正嗣	福野	福野南部自治振興会長
	学識経験者	西村 亮彦	福光	南砺市商工会長
2 号 委員	市議会議員	古軸 裕一	城端	民生病院常任委員会
	市議会議員	才川 昌一	井波	総務文教常任委員会
	市議会議員	長井 久美子	福野	総務文教常任委員会
	市議会議員	片岸 博	福光	民生病院常任委員会
	市議会議員	水口 秀治	福光	産業建設常任委員会
委 3 員 号	関係行政機関	酒井 尚裕		砺波土木センター所長
	関係行政機関	中島 貞治		南砺警察署長

○南砺市都市計画審議会条例

平成16年11月1日
条例第232号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)法第77条の2第1項の規定に基づき、南砺市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるものについて、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 市議会の議員 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内

3 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査が終了したときに、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときに、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。



都市第 1 1 5 2 号
平成 2 5 年 2 月 1 2 日

南砺市都市計画審議会会長殿

南砺市長 田中 幹夫



都市計画の変更（案）について（諮問）

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定により、下記都市計画の変更について諮問します。

記

1. 城端都市計画区域、井波都市計画区域、福野都市計画区域、福光都市計画区域の変更（案）
（審議会議案名：南砺都市計画区域の変更（案））
2. 都市計画区域変更に伴う既存の都市計画の変更（案）
3. 南砺都市計画整備、開発及び保全の方針の変更（案）
（審議会議案名：南砺都市計画区域マスタープランの変更（案））